

「ドイツ 職人養成のしくみ②」

前号の続きです。ドイツにはミニジョブというものがあります。これは月収450ユーロ以下の仕事のこと、所得税と社会保険料が免除されていますが、雇用保険の適用が無い働き方です。日本のパート労働みたいなものですけど、日本では500人以下の事業所では月収約10万円まで社会保険非適用だし、雇用保険は月収約7万円以下は非適用なので、450ユーロというと物価水準も勘案すると4万円程度の感じですから、日本よりもかなり低収入層まで社会保険と雇用保険が適用されています。

にワーキングプアやシングルマザーや生活保護などの貧困問題が拡大しており、先日行われたドイツ総選挙でも主要な争点となりました。

の企業負担に関しては、たとえ労働者が短時間労働者であって、社会保険や雇用保険の適用を受けていない場合でも、支払賃金の額に応じて社会保険料を支払わなければならぬので、日本のように短時間労働者の社会保険料負担を免れたり出来ませんから、日本の130万円の壁のように、企業側に就労調整しようとする意向が生まれない仕組みになっていますから、450ユーロの壁と言っても、企業側の意向ではなく、労働者側の意向のみによって就労調整がなされているだけです。

またドイツは日本のマイナンバー制度のような納税者番号制度が古くから活用されているので、収入と納税がキチンと管理されていて、複数箇所就労しても全部通算されて個人や法人の課税額や社会保険料等が計算されますから、公平な負担が行われているようです。

前号で、ドイツでは業界団体と業種別労働組合の労使協定で職人の能力別待遇が決まっています、好待遇が守られていると書きましたが、会社によってはその労使協定を嫌って、業界団体を脱退し職人を労使協定以下の待遇で雇用したり、ミニジョブを多用するなどして低賃金で労働者を雇用する者が増えてきており、ドイツではこれまで導入されていなかった最低賃金を数年前に制定するなどして、低賃金労働者の救済措置が始まっています。ドイツの制度にもまだまだ問題は存在します。

ただドイツは、社会保険料

ドイツではこのように、デュアルシステムという徒弟制度とミニジョブという短時間労働者という二つの低賃金労働力を活用しています。特に生産性の低い業種はこの種の安い労働力への依

日本はこの辺りの制度に歪みや抜け穴がたくさんあって、負担の公平さが損なわれていますので、今後段階的に制度整備が必要です。

ただ、ドイツも日本の年収130万円の壁と同じように月収450ユーロの壁が存在し、月収を450ユーロ以下にすべく労働調整が行われ、そこに日本と同様

ただドイツは、社会保険料

この種の安い労働力への依

Facebookでも活動報告を行っています。(Facebookアドレス) <https://www.facebook.com/anamiyoichi>

皆様のご意見をお聞かせください! お待ちしています。

あ な み よ う い ち

衆議院議員

穴見陽一

後援会 事務所

〒870-1133 大分市大字宮崎867-18 TEL.097-567-1319 FAX.097-567-2010

<http://www.anamin.net> E-mail:info@anamin.net

